

千葉市新庁舎整備基本構想(案)

平成 26 年 9 月

千葉市

目次

はじめに.....	1
第1章 千葉市の概要.....	2
1. 千葉市の概要.....	2
2. 財政健全化への取り組み.....	4
第2章 本庁舎の概要.....	5
1. 本庁舎の変遷.....	5
2. 現庁舎の概要.....	6
3. 政令指定都市における本庁の役割.....	8
(1) 通常時における市政運営の拠点.....	8
(2) 非常時における市の総合防災拠点.....	9
(3) まとめ.....	9
第3章 現庁舎の抱える課題と新庁舎整備の必要性.....	10
1. 現庁舎の抱える課題.....	10
(1) 検討経緯.....	10
(2) 抱える課題と整備の必要性.....	11
2. 新庁舎建設に向けた検討への着手.....	13
第4章 本庁舎周辺エリアの特性.....	14
1. 本庁舎敷地及び周辺エリアの変遷.....	14
(1) 本庁舎敷地の埋め立て.....	14
(2) 本庁舎敷地周辺の変遷.....	15
2. 本庁舎敷地及び周辺エリアの特性.....	16
3. まとめ.....	16
第5章 本庁舎敷地の基本的な位置づけ.....	17
1. 本庁舎敷地の特性.....	17
(1) 4haの敷地.....	17
(2) 交通網.....	17
(3) 防災上の立地.....	17
(4) 周辺環境.....	17
2. 本庁舎敷地が抱えるリスクへの対応.....	18
(1) 津波に対するリスク.....	18
(2) 高潮に対するリスク.....	18
(3) 揺れやすさに対するリスク.....	19
(4) 液状化に対するリスク.....	19
(5) その他のリスク.....	19
3. まとめ.....	20
第6章 新庁舎整備の基本理念.....	21
第7章 新庁舎整備に併せて検討する事項.....	23
1. 敷地の有効活用.....	23
2. みなと公園・周辺道路網の活用.....	23
3. 本庁舎周辺エリアとの連携・貢献.....	23
おわりに.....	24

資料編

千葉市役所本庁舎敷地が抱えるリスクへの対応に関する資料

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北各県に甚大な被害をもたらし、本市においても臨海部を中心に液状化が発生し、多くの被害を受けました。千葉市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）においては、ロッカーや書棚類の転倒、床・壁・天井の亀裂、窓ガラスが破損するなど、職員が一時避難することが余儀なくされたために業務が一時中断するなど、改めて本庁舎のあり方が問われることとなりました。

このため、同年7月より、市内部に本庁舎のあり方について検討するプロジェクトチームを編成し、現在の本庁舎が抱える課題について「防災面」、「分散化・狭隘化」、「老朽化」の3つの視点で整理しました。

これらの課題の解決策として、平成24年3月に、市議会の防災・危機対策調査特別委員会から「本庁舎のあり方について多角的な観点から早急に検討し、市民の理解が得られる庁舎整備を推進されたい」との提言を受けました。

平成24年度には、一級建築士事務所に「本庁舎整備方策検討基礎調査（以下、「基礎調査」という。）」を委託し、複数の検討ケースを設定した上で、専門的視点から定性的評価及び定量的評価を行いました。これらを比較検討した結果、現庁舎の課題解決には「本庁舎敷地に新築又は増築により集約する案」が、定性的にも定量的にも優位性があるとの結論になりました。

平成25年度には、市議会の大都市制度・都市問題調査特別委員会へ基礎調査について報告するとともに、基礎調査の結果に対しての第三者による検証の必要性について指摘を受けたことから、千葉大学工学部に評価を依頼しました。その結果、「基礎調査の結果は妥当であり、本庁舎敷地の有効活用や将来を見据えた資産経営という観点から、現庁舎敷地における新築集約方式に優位性がある」という見解が示されました。また、平成25年12月には特別委員会より「本庁舎整備方策検討基礎調査に対する調査結果及び本庁舎整備に係る要望について」が提出されました。

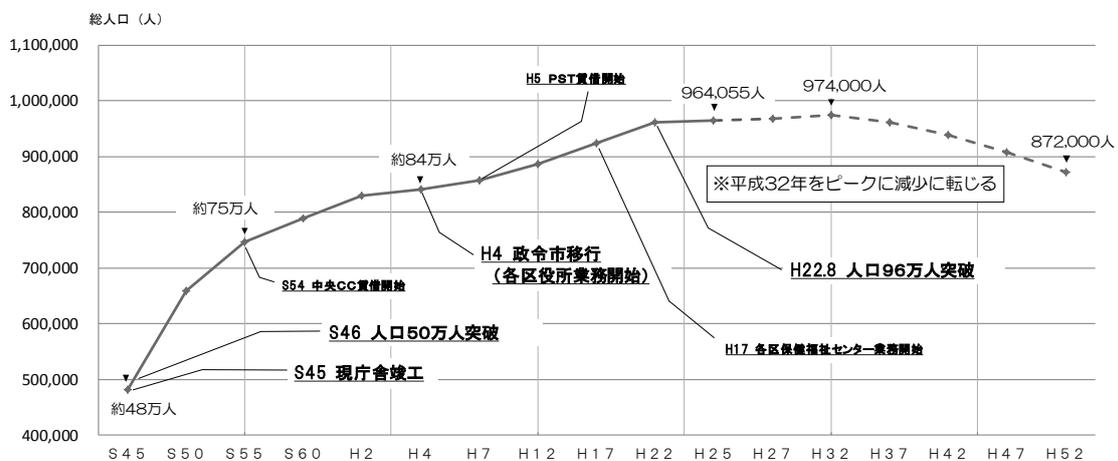
このような経緯から、平成26年度より新庁舎建設に向けて本格的に検討することとし、平成26年4月には附属機関として千葉市本庁舎整備検討委員会を設置し、また、同年6月に、市議会に新庁舎整備調査特別委員会が設置されました。

本基本構想は、新庁舎の基本理念・基本方針等について、千葉市本庁舎整備検討委員会での検討内容を整理し、市議会の新庁舎整備調査特別委員会の調査審議を経た上で、とりまとめたものです。

高度経済成長後も、首都圏における中核的な都市として求められるより高次な都市機能を担うため、平成3年以降、業務核都市として、千葉都心及び幕張新都心の整備をさらに進めるとともに、JR京葉線、千葉都市モノレールなど基幹的公共交通の充実を図りました。また、平成4年に全国12番目の政令指定都市となり、6つの行政区を設置するなど、市民に身近な行政と魅力ある区づくりを推進しました。

市の人口は、昭和40年には30万人、昭和46年には50万人を突破するなど急増しました。その後も引き続き緩やかに増加しており、平成22年8月には96万人を突破するなど、都市として成長を続けています。今後も当面の間は総人口が増加するものの、平成32年に97万4千人に達した後は減少し、平成52年には87万人と、平成11年頃の水準まで減少する見通しです。

千葉市の人口推移（平成26年3月時点）



出所：千葉市「千葉市の将来人口推計の見直し」より作成

2. 財政健全化への取り組み

本市は、平成4年の政令指定都市移行を契機とした大都市にふさわしい都市基盤施設の整備を進めてきた結果、本市の都市基盤施設は、他の大都市と比べても遜色のないものとなってきています。その一方で、市債残高は増加し、基金が枯渇するなど財政の硬直化に直面するとともに、市債の償還がピークを迎えているほか、社会保障費の増加などにより今後数年間にわたり、多額の収支不足が見込まれています。

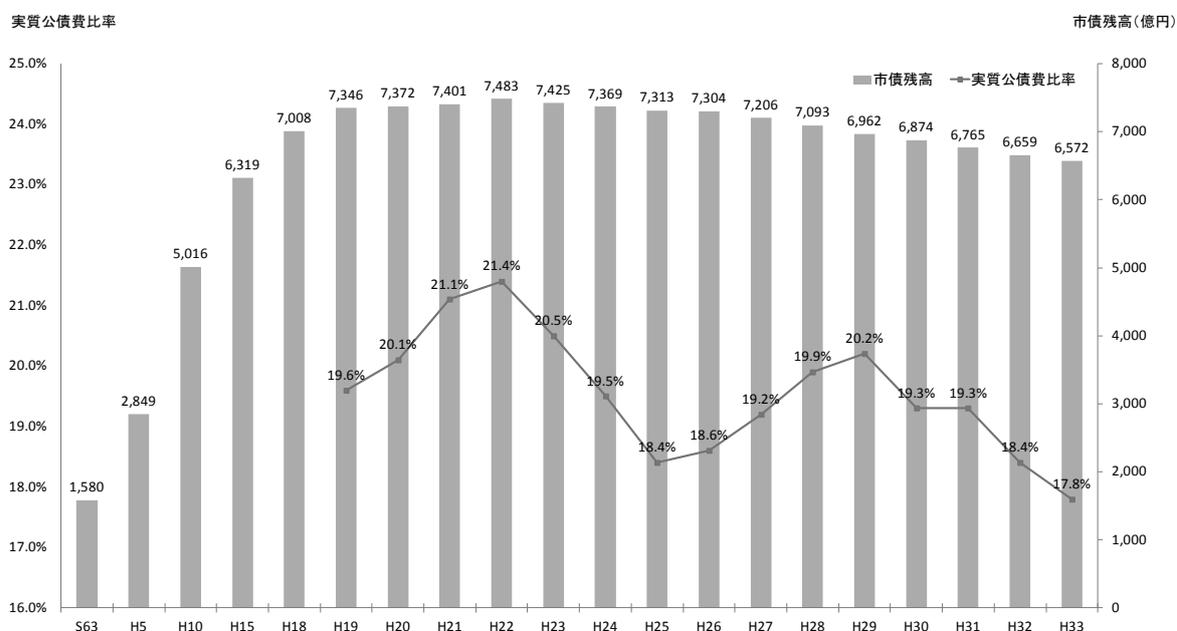
このような背景から、この財政危機を乗り越え、安定した収支バランスを確保するべく平成21年に「脱・財政危機宣言」を発するとともに、翌平成22年には「財政健全化プラン」を策定し、財政健全化のための取り組みを進めてきました。

平成22年度から25年度の「第1期財政健全化プラン」の取り組みの結果、実質公債費比率は今後も高い水準で推移するものの、早期健全化基準である25%を下回ることが確実となり、市債残高も低減するなど着実に効果が得られました。

しかしながら、市税収は大きな伸びを見込めない中で、義務的経費である扶助費は増加の一途をたどるなど、今後も厳しい財政状況が続くと思われまます。

そこで、平成26年度に「第2期財政健全化プラン(平成26年度～29年度)」を策定し、第1期に引き続き市税等の歳入確保や事務事業の見直しによる歳出削減、市債残高の削減や健全化判断比率の改善など財政健全化に向けて現在取り組んでいるところです。

実質公債費比率と市債残高（普通会計ベース）の推移



※平成26年度以降は、公債費負担適正化計画（平成26年9月）

第2章 本庁舎の概要

1. 本庁舎の変遷

現庁舎は、大正10年の市制施行から4代目に当たる庁舎です。それまで県庁前にあった本庁舎が、都市の発展により建物の狭隘化が進んだため、本庁舎と議事堂棟を現在の本庁舎敷地に移転・新築しました。

本庁舎の変遷

	建設概要	外観等
初代	<p>千葉町庁舎（大正2年11月完成、洋風2階建木造建築物）の建物を、市制施行後も市庁舎として使用し、業務を開始しました。</p> <p>使用期間 大正10年～昭和15年（20年間）昭和37年に解体。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・洋風2階建 ・延床面積約456㎡ ・市人口約33,000人～92,000人 
2代目	<p>明治43年（1910年）に東京上野で開かれた勸業博物会の本館兼迎賓館として建設された建物を、日本勸業銀行本店や京成谷津遊園の所有を経て、昭和15年（1940年）12月に買収・改築して使用しました。（現在の千葉県警察本部の場所）</p> <p>使用期間 昭和15年～昭和36年（22年間）</p> <p>建物は稲毛海岸に移築し、現在も千葉トヨペット本社・営業所として使用中。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・桃山式純和風2階建 ・延床面積約2,590㎡ ・市人口約92,000人～295,000人
3代目	<p>昭和38年（1963年）2月に、建物の狭隘化等に伴い2代目の位置に本庁舎と議事堂棟（鉄筋コンクリート造）を新築しました。</p> <p>使用期間 昭和38年～昭和45年（8年間）</p> <p>千葉県庁南庁舎として使用後、平成18年に解体。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・地下1階、地上6階、塔屋3階 ・延床面積14,625㎡ ・市人口約295,000人～480,000人
4代目（現庁舎）	<p>昭和45年（1970年）1月に、本市の飛躍的な発展に伴い建物の狭隘化が一段と進んだことから、本庁舎（鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造））と議事堂棟（鉄骨鉄筋コンクリート造）を、現在の本庁舎敷地に新築し、現在に至っています。</p> <p>使用期間 昭和45年～現在（44年経過）</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎（地上8階、地下1階、塔屋3階） ・議事堂棟（地上3階（一部4階、地下室）） ・延床面積20,888㎡（議事堂棟を含む） ・市人口約480,000人～965,000人

※庁舎写真は、市勢要覧2011等の市保有データを使用。

※建築概要及び外観等については、「千葉市報第177号S15.12.20」及び「千葉市史現代編」を参照。

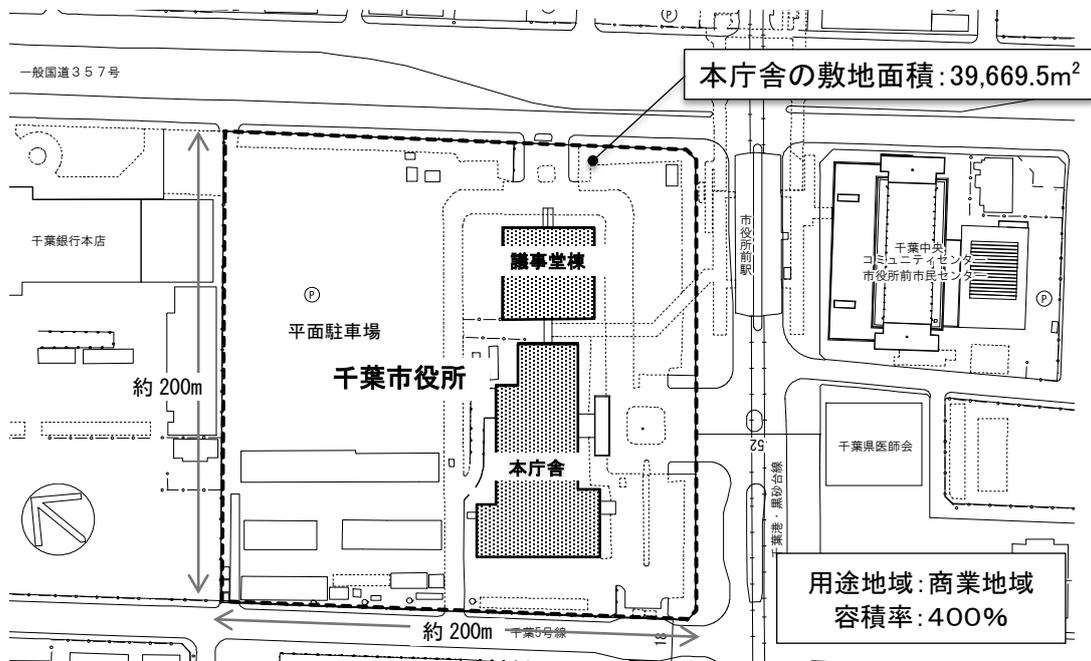
2. 現庁舎の概要

現庁舎（本庁舎及び議事堂棟）は、昭和45年（1970年）1月の竣工で、すでに44年が経過しています。

本庁舎の建物概要

	本庁舎	議事堂棟
構造	鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）	鉄骨鉄筋コンクリート造
規模	地上8階 地下1階 塔屋3階	地上3階（一部4階 地下室）
建築面積	3,442.0 m ²	1,360.9 m ²
延床面積	17,522.6 m ²	3,335.8 m ²
竣工	昭和45年（1970年）1月	
敷地面積	39,669.5 m ²	

本庁舎配置図



本庁舎の全体写真



市の人口増加に伴って行政需要が拡大した結果、本庁舎の事務室面積が不足したことから、現在では中央コミュニティセンターとポートサイドタワーの2か所を借り上げています。

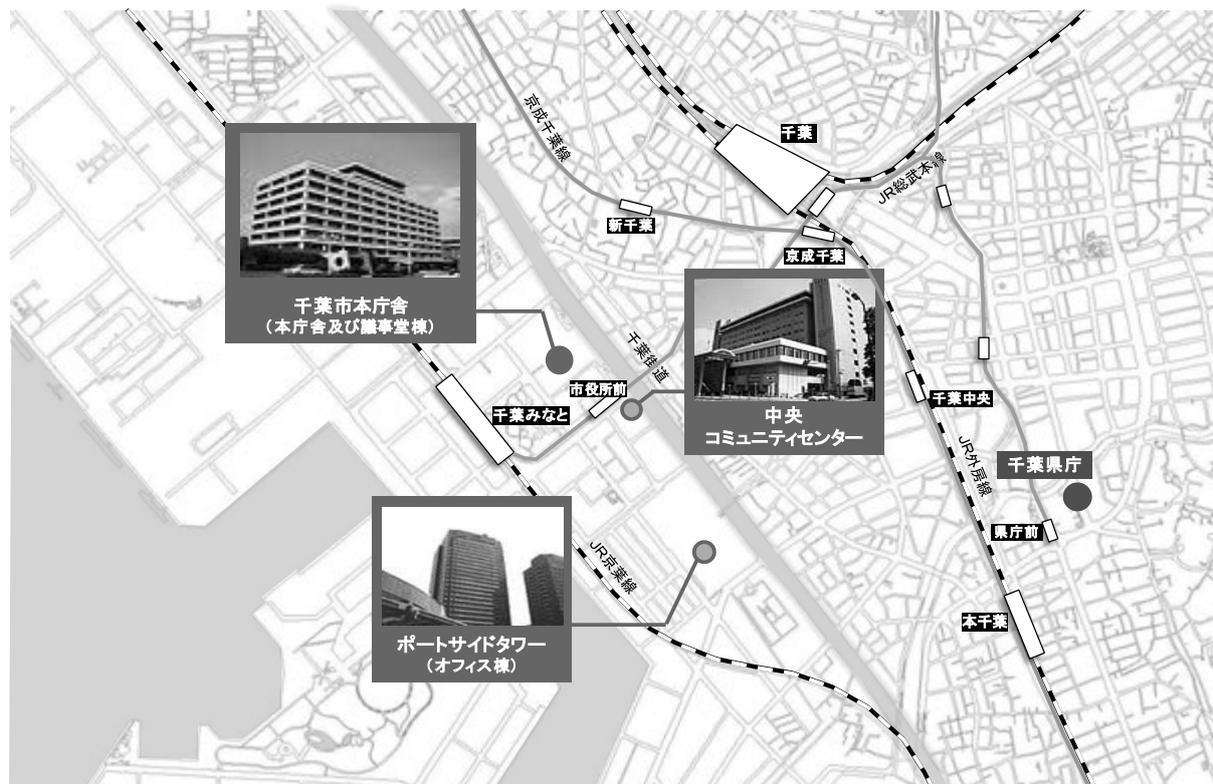
本庁舎の位置と借上げ施設の概要（平成26年4月現在）

施設名	事務室面積	組織数	借上げ料
中央コミュニティセンター	13,089.5 m ² (事務室使用全体) ※8,862.1 m ² (借上面積) ※4,227.4 m ² (区分所有面積)	30課	約3億6千万円
ポートサイドタワー (オフィス棟)	4,561.5 m ² (借上面積)	9課	約2億3千万円

※中央コミュニティセンターにおける庁舎利用は地下3階～3階及び7階～9階

※中央コミュニティセンターは、上記のほか、区分所有としてコミュニティセンター（サークル、プール等）使用面積8,264.1 m²があります（4階～6階）。

本庁舎の位置



3. 政令指定都市における本庁の役割

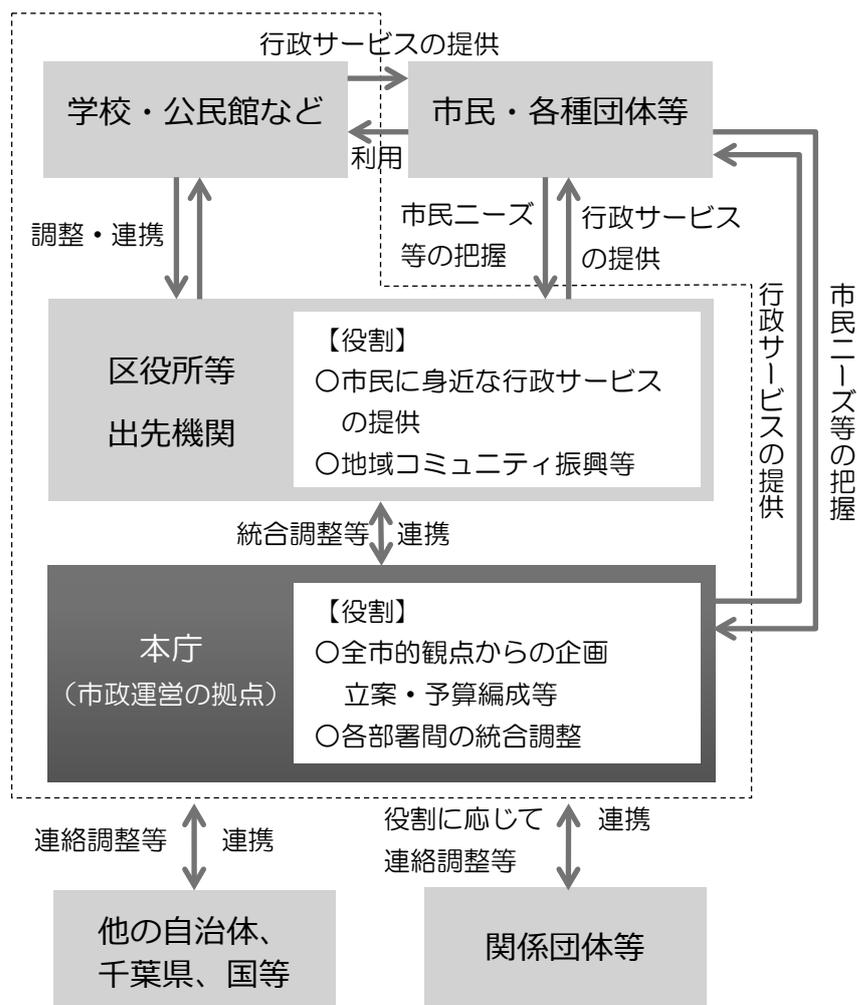
(1) 通常時における市政運営の拠点

本庁は、通常時においては区役所を含めた出先機関等と調整・連携して行政サービスの提供を行うなど、総合的な市政運営の拠点としての役割を果たします。また、全市的・全庁的な視点に立って、市民ニーズ等の情報や行政施策につながるデータを収集し、これを整理・分析することにより、政策の企画立案や予算の編成等を行います。

一方、区役所は、政令指定都市に設置される区単位の行政機関であり、大都市にあっては、市民に身近で生活に関連した行政運営上の拠点となっています。その他の出先機関は、個別分野ごとに税事務所や土木事務所、環境事業所など様々な機関が設置されています。

本庁は、これらの区役所・出先機関等を統合調整する役割を果たすことが求められるとともに、政策等の企画立案業務を遂行する必要があることから、1か所に集中して処理する方が人的にも財政的にも効率的となります。

通常時における本庁の役割

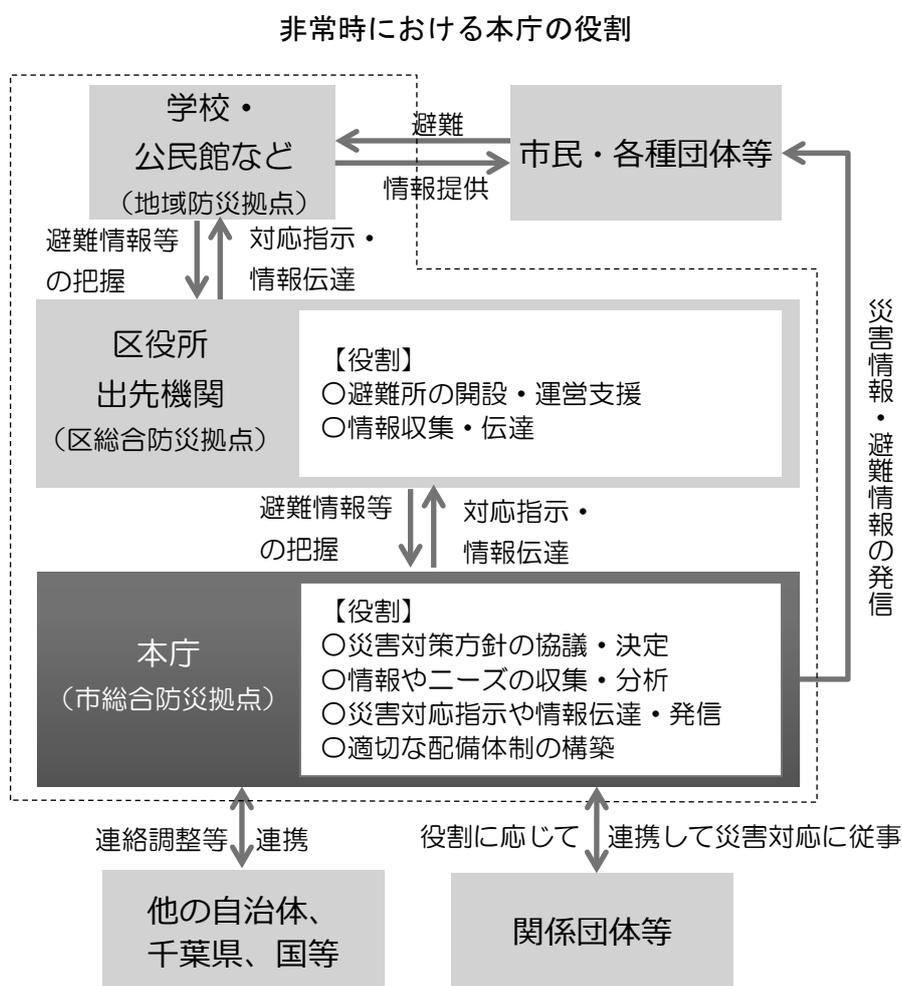


(2) 非常時における市の総合防災拠点

本庁は、災害発生時には市の総合防災拠点として機能します。その主な機能としては、災害対策本部を設置して災害対策方針の協議・決定を行うほか、適切な配備体制の構築、現場の活動拠点となる区役所等^{※1}との連絡調整、国や県をはじめ市内外の関係団体等との連携を図るとともに、様々な情報を収集・分析し、伝達・発信を行います。

一方で、区役所等は区の総合防災拠点として、応急災害対策や医療機関、福祉活動・消火救急救助活動などの拠点として、直接、市民や避難所に対して支援を行います。

そのため、本庁は、非常時においては防災に係る司令塔としての機能を果たすこととなります。



(3) まとめ

一般の市であれば、市民対応や企画立案、復旧・復興の計画などを市役所本庁1か所で行わなくてはなりません。一方、本市のように本庁とは別に区役所を有する政令指定都市においては、このような機能分化が制度化されています。通常時と非常時が柔軟に連動する組織体制となっていることから、行政機能維持の観点からみて、大きな強みとなります。

※1…区役所、保健福祉センター、消防署など

第3章 現庁舎の抱える課題と新庁舎整備の必要性

1. 現庁舎の抱える課題

(1) 検討経緯

平成23年3月11日の東日本大震災では本庁舎が被災し、床・壁・天井・窓ガラス等の破損や議事堂棟との連絡通路の損傷など、多くの被害が発生しました。また、地震による庁舎の大きな振れにより、本庁舎上層階では書棚やロッカーの多くが転倒しました。その結果、職員の多くが一時避難する事態になり、本庁業務が一時中断しました。



本庁舎内の被災状況（7階）

この東日本大震災をきっかけとして、現庁舎の抱える課題やそのあり方について改めて問われることとなり、平成23年度から、本庁舎のあり方に関する検討が始まりました。

ア 平成23年度

平成23年7月に市内部にプロジェクトチームを設置し、本庁舎の課題とその対応策について検討を行いました。現在の本庁舎が抱える課題について、「防災面」、「分散化・狭隘化」、「老朽化」の三つの視点で整理するとともに、これらの課題の解決策として、耐震補強をした上で本庁舎を使い続ける検討ケースや、本庁舎を新築する検討ケースなど、6つの検討ケースを設定し、定性的な評価を行い、「本庁舎のあり方に関する基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）」をとりまとめました。

平成24年3月には、市議会の防災・危機対策調査特別委員会から「本庁舎のあり方について多角的な観点から早急に検討し、市民の理解が得られる庁舎整備を推進されたい」との提言を受けました。

イ 平成24年度

平成24年5月に防災・危機対策調査特別委員会において、「基本的な考え方」を報告し、庁舎整備に関する検討の必要性について説明を行いました。同特別委員会の審議を経て、翌6月の第2回定例会において、本庁舎整備方策検討基礎調査が補正予算として承認されました。

これを受けて7月に、外部専門家である一級建築士事務所に本庁舎整備方策検討基礎調査（以下「基礎調査」という。）を委託しました。この基礎調査によって①杭の耐震

性、②階段の耐震性、③重要設備の地下配置、などの新たな課題が指摘されました。

また、新たに8つの検討ケースを設定し、定性的・定量的な評価を実施しました。その結果、新築又は増築により本庁舎敷地に本庁機能を集約する3つのケースが定性的にも定量的にも優位性があるとの結論となりました。

ウ 平成25年度

平成25年4月及び5月に、市議会の大都市制度・都市問題調査特別委員会に基礎調査について報告したところ、基礎調査の結果に対しての第三者による検証の必要性について指摘を受けました。そのため、千葉大学工学部に第三者評価を依頼し、建築計画、建築構造、建築設備、地盤工学の4分野の専門家が検証を行いました。その結果、「基礎調査の結果は妥当であり、本庁舎敷地の有効活用や将来を見据えた資産経営という観点から、現庁舎敷地における新築集約方式に優位性がある」という見解が示されました。

また、平成25年12月には大都市制度・都市問題調査特別委員会より「本庁舎整備方策検討基礎調査に対する調査結果及び本庁舎整備に係る要望について」が提出されました。

(2) 抱える課題と整備の必要性

これまでの検討結果を踏まえて、現庁舎の課題を「防災面」、「分散化・狭隘化」、「老朽化」の3つに整理をしました。

ア 防災面

現庁舎は、建物の構造体の耐震性を表すIs値^{※2}が基準値を満たしていないばかりでなく、建物を支える杭についても現在の設計基準を充足していません。そのため、地震による建物の倒壊・崩落の危険性があります。また、非常用発電機の発電容量や燃料備蓄量が不足しているなど、災害等によりインフラが途絶した場合においても業務を継続するために必要な機能が不足しています。加えて、本庁舎機能が分散化しているため、災害時の総合防災拠点としての機能が欠けています。

防災面の主な課題

耐震性能の不足	<ul style="list-style-type: none">・現庁舎のIs値は0.5で、地震による建物の倒壊、崩落の危険性があります。・杭の耐震性や階段の耐震性についても課題が指摘されています。
非構造部材等の耐震性不足	<ul style="list-style-type: none">・非構造部材（設備類や内装など）の補強が不十分で、ロッカーや書棚等の備品類の転倒防止策も必要とされます。被災後の業務継続に支障が生じる可能性があります。
災害時に業務を継続するために必要な機能の不足	<ul style="list-style-type: none">・必要最低限の電力量、燃料備蓄が十分でないため、災害時の業務継続に支障があります。

※2…構造耐震指標。対象となる建築物が有している耐震性能を表す。一般の建築物の場合のIs値は0.6以上、災害拠点となる建物の場合のIs値は0.9以上である必要がある。

イ 分散化・狭隘化

人口の増加、行政需要の拡大に伴い、業務量や職員数が増加したことにより、本庁舎の狭隘化が進みました。これを解決するため、近隣施設に本庁機能を移転したことにより、本庁機能は3つの建物に分散しています。

現庁舎は、6つの区役所や様々な出先機関を統括する市政運営の拠点であるにもかかわらず、本庁機能が分散しているため、通常業務が非効率なものとなっています。また、施設の賃借料によって大きな負担が生じています。

分散化・狭隘化の主な課題

執務室の狭隘化	・行政需要の拡大に伴い、職員数や書棚等が増加し、使い勝手や業務効率性が低下しています。
執務室の分散化	・来庁者にとって、訪問部署の場所がわかりづらく、職員にとっても、業務が非効率となっています。
庁内サインの視認性	・書棚等の増加に伴い、庁舎内サインが見えにくいというえ、通行時の死角となり危険な状況です。
庁内動線の混在	・来庁者と職員の動線が混在しており、利便性やセキュリティに支障があります。
借上げ料の負担	・毎年約6億円の借上げ料を支払っており、大きな負担が生じています。

ウ 老朽化

竣工から44年が経過したことで老朽化しており、喫緊に大規模な改修が必要となっています。

老朽化の主な課題

建物・設備の老朽化	・本庁舎や議事堂棟は、竣工後44年を経過し、大規模改修を検討する時期を迎えています。 ・庁舎建設時から、未更新のまま使用している設備（非常用発電機など）があり、突発的な不具合が生じた場合、業務継続が困難になる可能性があります。
バリアフリー化の制約	・現庁舎は、高齢者や障がい者の利用しやすさに配慮した環境が十分ではありません。
環境性能の不足	・太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用といった、環境に配慮した設備導入が困難な状況です。
重要設備の地下配置による浸水の恐れ	・重要設備室が地下にあり、浸水被害等が懸念されます。

2. 新庁舎建設に向けた検討への着手

基礎調査においては、現庁舎の活用を前提に対応策の検討を行いました。現敷地の有効活用や今後の建て替え等、将来を見据えた資産経営を考えると、現庁舎敷地に新築又は増築により集約することが望ましいとの結論となりました。

中でも、新庁舎を建設することが、防災面を含めた市役所の機能を最も高められ、かつ、長い目で見ると一番コストがかからないとの結論に達しました。

以上の検討結果を踏まえて、平成26年度より、現敷地での新庁舎建設に向けて、基本構想・基本計画を策定するため、本格的な検討を行うこととしました。

第4章 本庁舎周辺エリアの特性

1. 本庁舎敷地及び周辺エリアの変遷

(1) 本庁舎敷地の埋め立て

本庁舎敷地のある千葉港中央地区は、昭和39年に公有水面埋立て免許が申請されました。当時の資料によれば、千葉港中央地区は高度経済成長により千葉市の人口増加が見込まれる中で、近代都市としての風格を備えた格調高い都市をつくり、躍進していくための拠点として位置づけられています。

千葉県庁前にあった市役所の土地・建物を千葉県に譲り、等価交換によって現在の敷地に新たな庁舎の建設を図り、昭和45年1月に現庁舎が竣工しました。当時は広大な埋め立て地の中に現庁舎だけが立地している状況でした。

本庁舎移転前の周辺整備経過

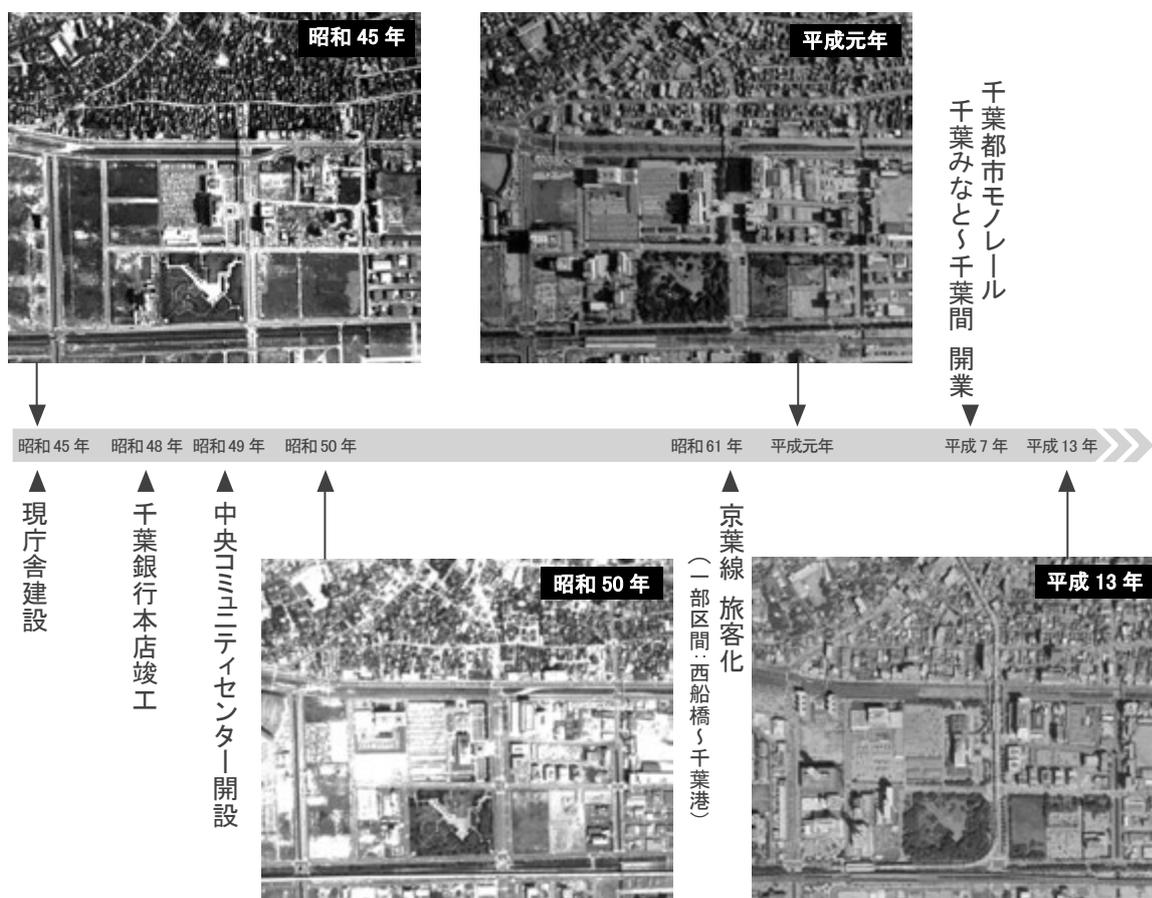


(2) 本庁舎敷地周辺の変遷

本庁舎敷地に移転して以降、千葉銀行本店の立地、中央コミュニティセンターの開設、京葉線の旅客化、千葉都市モノレールの開通などにより、業務機能の集積が進んできました。

現在では、電気・ガス・通信など社会インフラを支える企業や、県内経済を支える金融機関の本部機能が立地しているのに加え、NHK千葉放送局や日本赤十字千葉支社、千葉県医師会が立地するなど、市内・県内の市民生活を支える中枢機能が集まったエリアとなっています。

本庁舎移転後の周辺整備経過



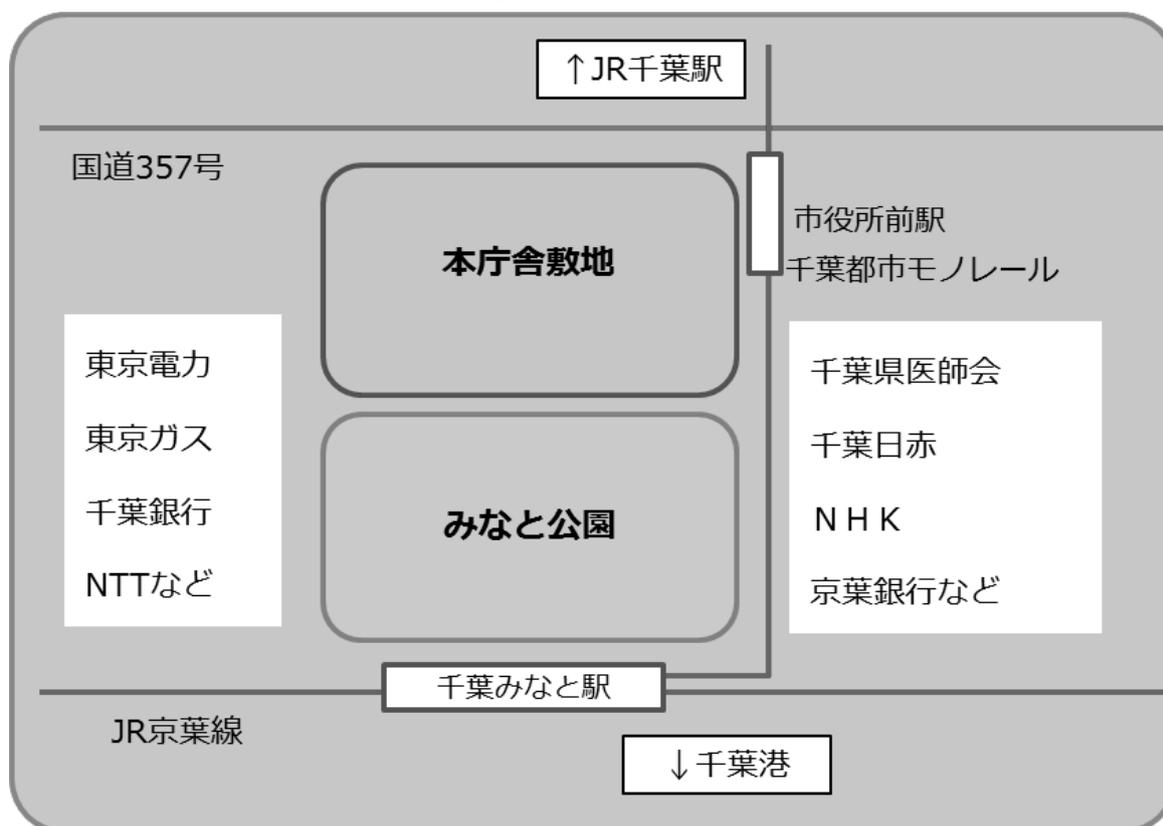
2. 本庁舎敷地及び周辺エリアの特性

本庁舎敷地周辺に立地している企業・団体等は、地域防災計画上の関係機関に位置づけられているものが多く、通常時だけでなく非常時においても市民生活を支える機能を担っています。

そのほか、複数の宿泊施設や災害医療協力施設も集積しており、災害時における応急・復旧への様々な支援者やボランティアの受け入れもしやすい環境にあります。また、このエリアには緊急輸送道路が通り、災害時における物流経路上に位置します。耐震強化岸壁を持つ千葉港に近く、陸運・海運の両方を利用できる位置にあります。

さらに、4haの本庁舎敷地に隣接し、3haのみなと公園があり、都心の中でありながら広大なスペースを確保することが可能です。災害時には、集積する関係機関と連携した作業場として活用することも可能となっています。

本庁舎敷地周辺エリアの概念図



3. まとめ

千葉県庁の向かいにあった場所から、県の中心である「県心」とは別に、新天地で市の中心である「市心」を創出する決意で移転を決め、昭和45年に現庁舎が竣工して以降、現在に至るまで長期にわたって千葉市の本庁舎敷地として利用してきました。

その結果、本庁舎敷地の周辺には通常時・非常時を含め市内・県内の市民生活を支える中枢機能が集積したエリアになっています。

第5章 本庁舎敷地の基本的な位置づけ

1. 本庁舎敷地の特性

現敷地は、昭和45年から約44年間にわたり本庁舎敷地として使われてきました。この敷地は、市役所本庁舎が立地する場所として次のような特性があげられます。

(1) 4haの敷地

約200m角の整形の土地であり、自由な平面計画が可能です。また、用途地域は商業地域に指定されており、4万㎡の敷地に対して容積率400%であることから、敷地内で約16万㎡もの床面積の建物を建てるのが可能です。このため、基礎調査時に約5万㎡の規模を想定した新庁舎建設に対して、新たな用地を確保する必要がなく、現庁舎を稼働させながら建て替えを行うことも可能となっています。

(2) 交通網

千葉都市モノレールの市役所前駅と直結し、JR京葉線の千葉みなと駅、JR総武本線の千葉駅や京成線の千葉駅・新千葉駅からもアクセス可能な位置にあります。

また、モノレールを利用すれば、県庁・県警本部等の行政機関へのアクセスも容易であるなど、交通上優位な立地です。

(3) 防災上の立地

緊急輸送道路と接し、耐震強化岸壁を持つ千葉港に近く、災害時に陸上輸送ばかりでなく海上輸送を利用できるなど、物流の経路を確保しやすい立地となっています。

(4) 周辺環境

通常時は市民生活を支え、非常時には、地域防災計画上の関係機関として、市民の安全と安心を支える企業・団体等の中枢機能が集積しています。また、本庁舎敷地に隣接するみなと公園と合わせると約7haのスペースが確保できることから、通常時、非常時ともに、様々な連携を模索可能な環境にあります。

2. 本庁舎敷地が抱えるリスクへの対応

平成24年3月に千葉県が発表した「津波浸水予測図」によると、現在想定されている最大の津波では、本庁舎敷地は浸水しない想定となっています。また、国土交通省が平成21年4月に発表した高潮による浸水想定では、ごくまれに発生する超巨大台風等があった場合、本庁舎敷地は最大で5m以下の浸水が想定されています。

一方、「千葉県地震被害想定調査」の結果をふまえた東京湾北部地震や、フィリピン海プレート上面を震源とする千葉市直下地震が万が一発生した場合、本庁舎敷地においては震度6弱以上の大きな揺れが想定されるとともに、埋立地であることから地盤の液状化が発生する恐れがあります。

このように、本庁舎敷地は自然災害に関わる様々なリスクがあることを認識した上で、これらのリスクへの対応方針を定めます。

(1) 津波に対するリスク^{※3}

東京湾口に10mの津波が襲来した場合の浸水予測では、津波は到達時に2.9mまで減衰すると予測されており、沿岸部の防潮堤の高さを下回ることから、浸水被害は見込まれていません。

→リスクへの対応策

想定外の事態に備えるため、基本計画時に社会資本整備審議会の「大津波等を想定した官庁施設の機能確保のあり方について（答申）」等をふまえて検討します。

(2) 高潮に対するリスク^{※4}

気象や海岸保全施設の条件による6つのシナリオについて東京湾の高潮氾濫時の浸水被害を想定しています。

100年から200年に1度発生すると想定した伊勢湾台風級の台風による被害を予測したシナリオの場合、浸水被害は見込まれていません。一方、長期的な気候変動を考慮し、地球温暖化により海面が0.6m上昇した状況下で、200年から1000年に1度発生すると想定した室戸台風級の台風が発生した場合を予測したシナリオでは、最大で5m以下の浸水被害が発生する可能性あるという結果が示されています。

→リスクへの対応策

ごくまれに発生する事象についても、基本計画時に考慮して検討します。

※3…出典：平成23年度東日本大震災千葉県津波調査業務委託報告書（概要版）

千葉県防災ポータルサイト 千葉県津波浸水予測図

ちば市政だより 平成24年10月15日号

※4…出典：大規模高潮浸水想定概要／各シナリオにおける浸水想定結果の概要

（平成21年4月 国土交通省港湾局）

(3) 揺れやすさに対するリスク^{※5}

東京湾北部地震（マグニチュード7.3）が発生した場合、震度6強の揺れが想定されています。また、千葉市直下地震（マグニチュード6.9）においても震度6弱と大きな揺れが想定されています。

→リスクへの対応策

業務継続性に配慮するため、基本計画時に、免震構造や制振構造の採用を検討し、耐震性能の高い構造の建物とします。

(4) 液状化に対するリスク^{※6}

東京湾北部地震、千葉市直下地震どちらの場合においても液状化の危険性が高いという想定結果が出ています。

→リスクへの対応策

地震時においても必要な機能を確保するため、基本計画時に、地盤の液状化対策を検討します。

(5) その他のリスク

上記以外の自然災害に対するリスクとして地震火災^{※7}・内水氾濫^{※8※9}・土砂災害^{※10}に対するリスクが考えられます。

現在、東京湾北部地震、千葉市直下地震どちらの場合においても地震火災による建物被害の危険性は見込まれていません。

また、概ね50年に1度程度の確率で降る大雨（24時間で265mm及び時間最大70mm）に対し、都川流域の中で内水氾濫が発生した場合の浸水被害についても見込まれていません。

土砂災害については、千葉県が指定した土砂災害警戒区域等に関する情報をもとに本市が作成した「千葉市土砂災害ハザードマップ」において、本庁舎敷地は大雨などによる土砂災害の発生のおそれのある「土砂災害警戒区域」の指定はされていません。

※5…出典：千葉市地震ハザードマップ 揺れやすさマップ

東京湾北部地震（中央区）及び千葉市直下地震（中央区）

※6…出典：千葉市地震ハザードマップ 液状化危険度予測マップ

東京湾北部地震（中央区）及び千葉市直下地震（中央区）

※7…出典：千葉市地震ハザードマップ 建物被害予測（火災）マップ

東京湾北部地震（中央区）及び千葉市直下地震（中央区）

※8…街中の排水が間に合わず、水路などから水があふれ出したりする洪水

※9…出典：都川水系浸水想定図（洪水・内水ハザードマップ）【西部版】

※10…出典：千葉市土砂災害ハザードマップ

3. まとめ

現敷地は、現在の庁舎を稼働させながら新庁舎を建設することが可能です。また、周辺の充実した交通網に加え、市民生活を支える中枢機能が集積したエリアに立地しています。このため、想定されるリスクに対しては適切に対応することにより、非常時の業務継続性を確保できる庁舎の建設が可能です。

一方、敷地の有効活用についても公共利用・民間利用のほか、周辺に立地する企業・団体等と「顔の見える関係性づくり」を図ることが可能であるなど、様々な可能性を秘めており、今後も本庁舎敷地として活用していくことがふさわしい土地となっています。

以上のことから、現敷地において庁舎整備を行うこととします。

なお、近年の自然災害は世界的にも想定を超える被害が発生しており、国などが試算している被害想定は見直しが検討されています。災害時においても本庁舎機能を維持していくため、新庁舎整備後においても、災害想定の見直しに合わせた対応策について、長期的な視点からハード、ソフト両方の対策を検討していくことが必要です。

第6章 新庁舎整備の基本理念

千葉市の本庁舎は、政令指定都市の本庁舎として、通常時には市政運営の拠点、非常時には市の総合防災拠点として機能するなど、市民生活を支えていかなければなりません。

また、今回整備する新庁舎は、長期間にわたって利用することから、将来の様々な変化に対応して、千葉市の成長・発展を支えていくものでなくてはなりません。

現敷地で新庁舎（行政棟及び議事堂棟）を整備するに当たり、新庁舎整備の基本理念を次のとおり定めます。

<基本理念>

- 1 人口構成や社会ニーズなど将来の変化に柔軟に対応できるような新庁舎整備を進めていきます。**
- 2 政令指定都市における本庁舎として、通常業務の遂行性に優れた新庁舎整備を進めていきます。**
- 3 非常時においても状況の変化に柔軟に対応できる、業務継続性を備えた新庁舎整備を進めていきます。**

この「基本理念」を実現するために、3つの「本庁舎のあるべき姿」を定めます。

あるべき姿1:将来の変化への柔軟性の確保

ア 将来の人口構成や社会ニーズの変化に対応できる庁舎

将来の変化に伴い、行政組織の変更や業務形態の変化に柔軟に対応できる庁舎を目指します。

イ 長期間にわたり効率的に使い続けることができる庁舎

様々な変化に対応しつつ、長期間にわたり効率的に使い続けられるよう、十分な保全性と経済性を備えた庁舎を目指します。

あるべき姿2:通常業務の遂行性の確保

ア 市民や事業者にとって使いやすく、利便性や機能性に優れ、環境にも配慮した庁舎

本庁舎の業務がワンストップで対応できるなど市民や事業者にとって使いやすく、業務遂行の利便性・機能性に優れ、高い環境性能を備えた庁舎を目指します。

イ 優れたセキュリティを持ち、安全に業務遂行できる庁舎

様々な情報に対する防犯性を確保するとともに、庁舎利用者の安全性を確保するなど、安心して利用できる庁舎を目指します。

あるべき姿3:非常時の業務継続性の確保

ア 地震をはじめ、災害に強い構造を備えた庁舎

本庁舎は市民の安心・安全を支えるための総合防災拠点であるため、耐震性に優れ、災害に強い構造・設備を備えた庁舎を目指します。

イ 非常時の業務継続機能を備えた庁舎

災害発生等の非常時においても、迅速に業務機能を回復し、災害対応等に從事できるよう、業務継続機能を備えた庁舎を目指します。

第7章 新庁舎整備に併せて検討する事項

新庁舎を現敷地で整備するに当たり、本庁舎敷地及び周辺エリアの特性を踏まえて、次の事項について検討していきます。

1. 敷地の有効活用

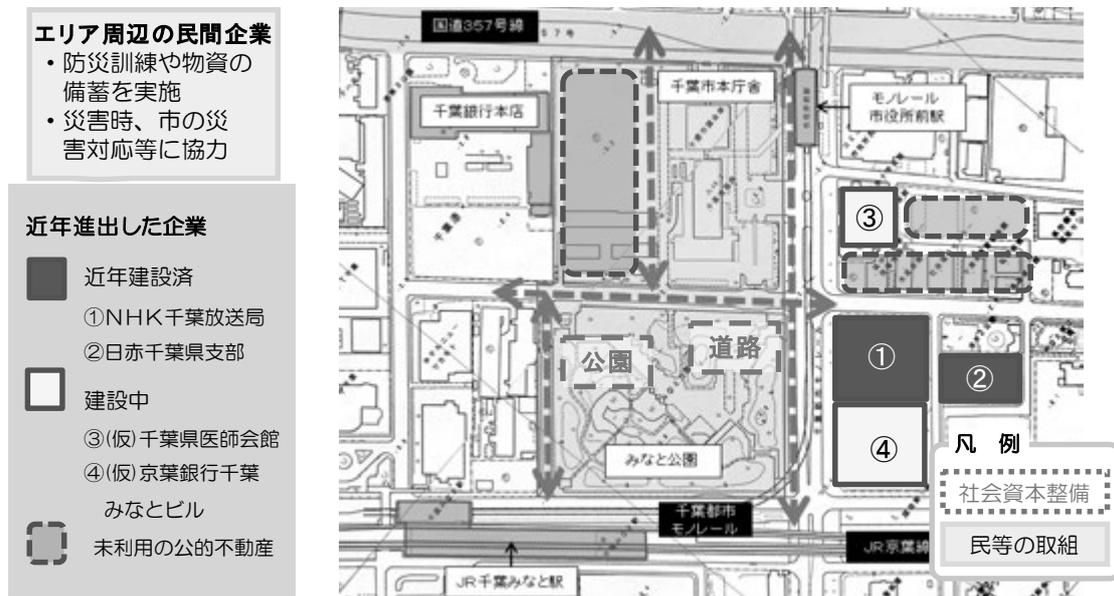
本庁舎敷地は約200m角の整形な土地であり、4haもの面積は新庁舎を整備する土地としては非常に広大です。そのため、新庁舎の整備にあたっては、周辺環境を考慮に入れ、機能的な配置を検討します。

併せて、新庁舎の立地する土地以外の余剰地を有効に活用するため、民間企業等へのヒアリングやマーケット調査などを実施し、民間利用・公共利用などの敷地活用の方策を検討します。また、将来の本庁舎の建替えに備えることも配慮します。

2. みなと公園・周辺道路網の活用

本庁機能の強化や本庁舎敷地の有効活用を図るため、本庁舎敷地に隣接するみなと公園や周辺道路網など、既存のインフラ施設のあり方についても検討していく必要があります。

みなと公園・周辺道路網の活用方策の検討



3. 本庁舎周辺エリアとの連携・貢献

敷地の周辺には、市民生活を支える企業・団体等が多く集積していることから、これらの企業・団体等との連携方策についても検討します。

新庁舎整備を通じて、周辺に立地する企業、民間団体、公益団体、市民団体等とのパートナーシップを構築し、「顔の見える関係性づくり」を進めることにより、本庁舎敷地周辺への集積の効果を高めることを検討します。

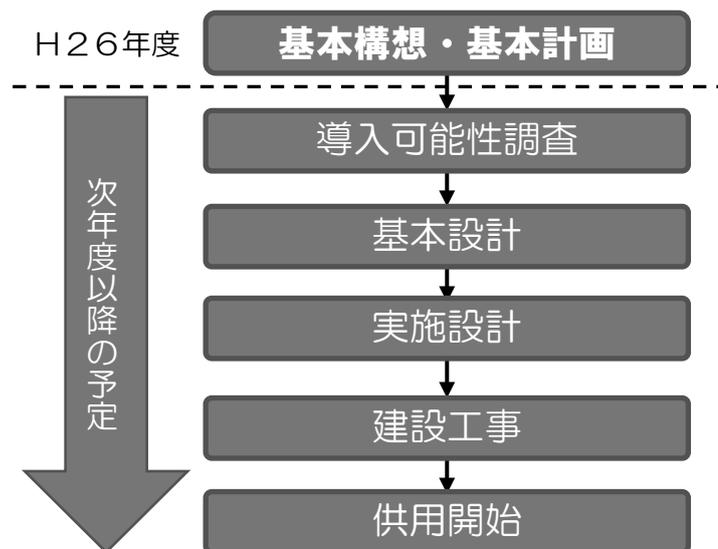
おわりに

今回策定する「新庁舎整備基本構想」は、本庁舎の抱える3つの課題「防災面」、「分散化・狭隘化」、「老朽化」を解決し、政令指定都市における本庁舎として求められる機能を果たせるよう、新庁舎（行政棟及び議事堂棟）の整備に係る基本理念、あるべき姿等の基本的な考え方をまとめたものです。

今後、策定する「新庁舎整備基本計画」において、この基本構想に示した内容の具体化に向け、新庁舎の規模、事業費等について検討を行います。検討に当たっては、市民の皆様や市議会のご意見を伺いながら新庁舎整備の基本理念の実現を目指して事業をすすめて参ります。

参考

《従来型事業手法の場合》



※事業手法により異なります。

資料編

○ 千葉市役所本庁舎敷地が抱えるリスクへの対応に関する資料

出典 1 : 平成 23 年度東日本大震災千葉県津波調査業務委託報告書 (概要版)

出典 2 : 千葉県防災ポータルサイト 千葉県津波浸水予測図

出典 3 : ちば市政だより 平成 24 年 10 月 15 日号

出典 4 : 大規模水害対策に関する専門調査報告 (平成 22 年 4 月 内閣府 中央防災会議)

出典 5 : 大規模高潮浸水想定 of の概要 / 各シナリオにおける浸水想定結果 of の概要

出典 6 : 千葉市地震ハザードマップ 揺れやすさマップ 東京湾北部地震 (中央区)

出典 7 : 千葉市地震ハザードマップ 液状化危険度予測マップ 千葉市直下地震 (中央区)

出典 8 : 千葉市地震ハザードマップ 建物被害予測 (火災) マップ 東京湾北部地震 (中央区)

出典 9 : 都川水系浸水想定図 (洪水・内水ハザードマップ) 【西部版】

出典 10 : 千葉市土砂災害ハザードマップ

【資料編】千葉市役所本庁舎敷地が抱えるリスクへの対応に関する資料

想定されるリスク	想定されるリスクの前提条件	想定されるリスクの被害想定	想定されるリスクへの対応策	
津波	<p>■東京湾口に10mクラスの津波が襲来した場合の浸水予測</p> <p>東京湾内は10mクラスの津波が生じないと考えられるため、東京湾内湾において最も危険な津波は、東京湾口から侵入してくる津波である。</p>	<p>■浸水被害は見込まれていない</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波は到達時に2.9mまで減衰すると予測されており、沿岸部の防潮堤の高さを下回る。 <p>出典1：平成23年度東日本大震災千葉県津波調査業務委託報告書（概要版） http://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/tsunamityosa/h23houkoku.html 出典2：千葉県防災ポータルサイト 千葉県津波浸水予測図 https://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/（上部「千葉県のハザードマップ」よりアクセス） 出典3：ちば市政だより 平成24年10月15日号 http://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/koho/dayori12/download/1015-04.pdf</p>	<p>□想定外の事態に備えるため、基本計画時に社会資本整備審議会の「大津波等を想定した官庁施設の機能確保のあり方について（答申）」等をふまえて検討します</p> <p>例1：災害応急対策活動を行なう室等を4階以上に配置 例2：構造体を津波避難ビルと同等の性能とする など</p> <p>参考1：国土交通省「社会資本整備審議会」建築分科会 官庁施設部会 第12回 平成24年7月4日 配布資料「津波浸水のおそれがある地域における庁舎整備の計画例」 http://www.mlit.go.jp/common/000217021.pdf</p>	
高潮	<p>■気象や海岸保全施設の条件によるA～Fの6つのシナリオについて東京湾の高潮氾濫時の浸水被害を想定</p> <p>【想定条件例1（シナリオA、B）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現時点において、100年～200年に1度発生すると想定した伊勢湾台風級の台風 <p>【想定条件例2（シナリオE、F）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期的な気候変動を考慮し、200年～1000年に1度発生すると想定した室戸台風級の台風 地球温暖化による海面上昇（0.6m） 	<p>■【想定条件例1】のシミュレーションでは浸水被害は見込まれていない</p> <p>■【想定条件例2】のシミュレーションにおいては最大で5m以下の浸水被害が発生する可能性あり</p> <p>出典4：大規模水害対策に関する専門調査報告（平成22年4月 内閣府 中央防災会議） http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/senmon/daikibosugai/pdf/100402_shiryu_2.pdf 出典5：大規模高潮浸水想定概要／各シナリオにおける浸水想定結果の概要（平成21年4月 国土交通省港湾局） http://www.mlit.go.jp/common/000037288.pdf</p>	<p>□基本計画時にシナリオE、Fのようなごくまれに発生する事象についても考慮して検討します</p> <p>—</p>	
揺れやすさ	<p>■東京湾北部地震が発生した場合（マグニチュード7.3）</p> <p>「東京湾北部地震」と「千葉市直下地震」の2つ想定を比較し、市全体において被害の程度が大きい方の結果を示す。</p>	<p>■震度6強の予測</p> <ul style="list-style-type: none"> 立っていることができず、はわないと動くことができない。 固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。 戸が外れて飛び出すことがある。 <p>出典6：千葉市地震ハザードマップ 揺れやすさマップ 東京湾北部地震（中央区） http://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/download/1-a-1.pdf</p>	<p>□耐震性能の高い構造の建物とします</p> <p>例1：免震構造や制振構造を採用 例2：非構造部材[※]への耐震対策を実施 ※天井材や設備機器等</p> <p>参考2：（社）日本建築構造技術者協会「安心できる建物をつくるために」 http://www.jsca.or.jp/jscabbs2/_Attaches/file_20120411104245.pdf</p>	
液状化	<p>■千葉市直下地震の場合（マグニチュード6.9）</p> <p>「東京湾北部地震」と「千葉市直下地震」の2つ想定を比較し、市全体において被害の程度が大きい方の結果を示す。</p>	<p>■液状化の危険性が高い</p> <p>出典7：千葉市地震ハザードマップ 液状化危険度予測マップ 千葉市直下地震（中央区） http://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/download/3-b-1-v4.pdf</p>	<p>□地盤改良を行ないます</p> <p>例1：杭基礎の採用、建物直下の地盤改良 →建物の沈下防止 例2：敷地（建物周囲）の地盤改良 →災害対策スペースの機能確保</p> <p>参考3：千葉市地域防災計画 共通編 第3節 第3 地盤の液状化対策 http://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/download/h26bosaiplan_kyoutsuuhen.pdf</p>	
その他	地震火災	<p>■東京湾北部地震が発生した場合（マグニチュード7.3）</p> <p>「東京湾北部地震」と「千葉市直下地震」の2つ想定を比較し、市全体において被害の程度が大きい方の結果を示す。</p>	<p>■地震火災による建物被害の危険性は見込まれていない</p> <p>出典8：千葉市地震ハザードマップ 建物被害予測（火災）マップ 東京湾北部地震（中央区） http://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/download/7-a-1.pdf</p>	
	内水氾濫	<p>■概ね50年に1度程度の確率で降る大雨（24時間で265mm及び時間最大70mm）</p> <p>内水氾濫とは、都川流域の中で街中の排水が間に合わず、水路などから水があふれ出したりする洪水のことを言う。</p>	<p>■都川水系の氾濫による浸水被害は見込まれていない</p> <p>出典9：都川水系浸水想定図（洪水・内水ハザードマップ）【西部版】 http://www.city.chiba.jp/kensetsu/gesuidokensetsu/toshikasen/download/map_west.pdf</p>	
	土砂災害	<p>■大雨などによる土砂災害</p> <p>千葉県が指定した土砂災害警戒区域等に関する情報をもとに千葉市危機管理課が「千葉市土砂災害ハザードマップ」を作成。</p>	<p>■土砂災害警戒区域の指定がないためハザードマップは作成されていない</p> <p>出典10：千葉市土砂災害ハザードマップ http://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/dosyasaigai-hazardmap.html</p>	

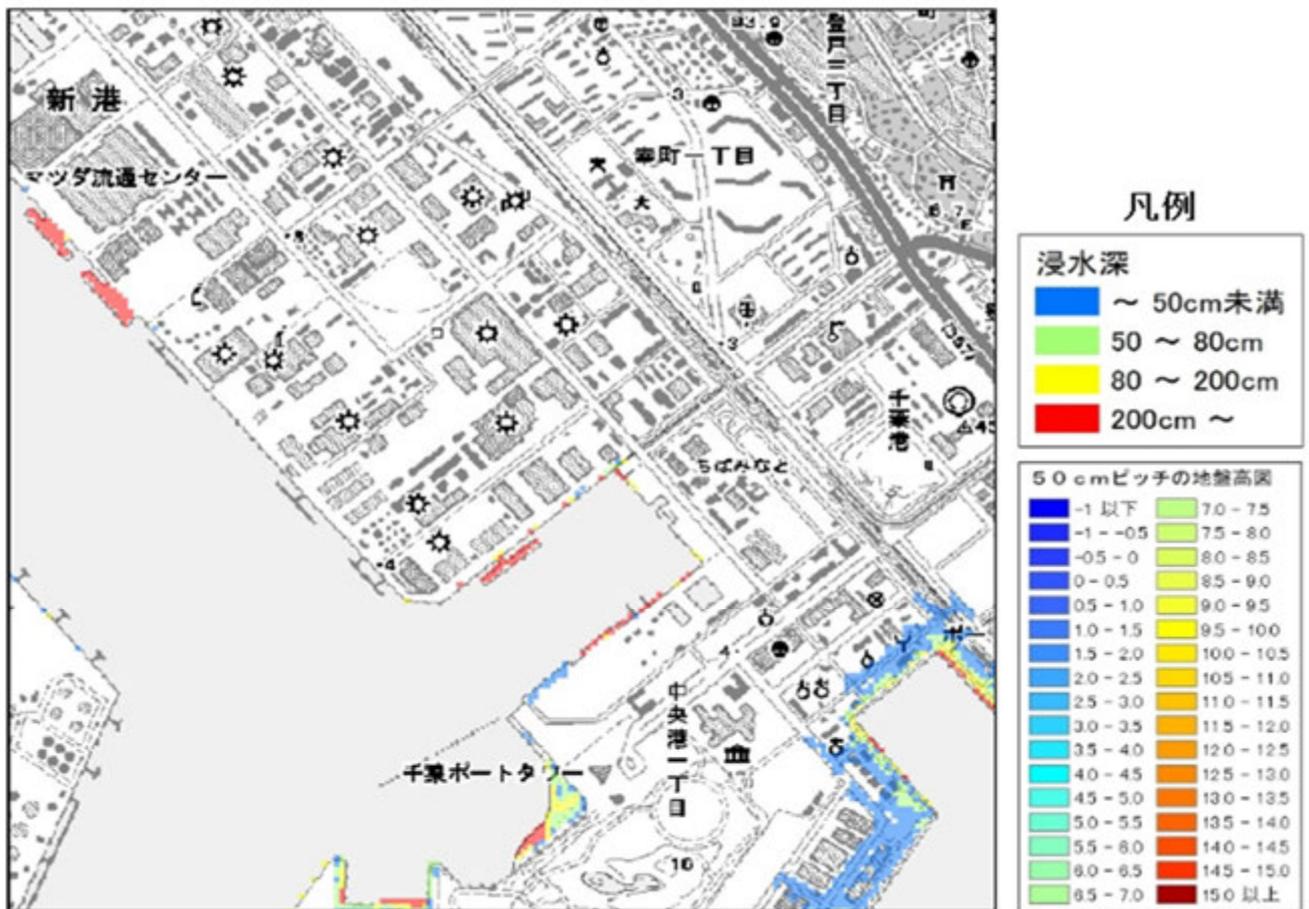
※津波及び高潮の被害想定は、津波襲来時に最も危険側の評価となる期望平均満潮位（各月の最高満潮面を平均した潮位）を採用している。

東京湾口に10mクラスの津波が襲来した場合の浸水予測

東京湾内は10m クラス津波が生じないと考えられるため、東京湾内湾に最も危険な津波は東京湾口から侵入してくる津波である。

そのため、東京湾内湾は東京湾口（洲崎）に10m クラスの津波襲来時の津波浸水予測図を作成した。

図1 東京湾口10m クラス津波襲来時の津波浸水予測（防潮施設が機能しない場合）
平成24年4月25日現在



出典：千葉県防災ポータルサイト 千葉県津波浸水予測図

千葉市の津波に対する取り組み

東日本大震災における地震と津波を教訓に、県と国はそれぞれ津波想定を改めました。

千葉県が4月に発表した1000年に1度の巨大津波を想定した「県内浸水予測」、国が8月に発表した「南海トラフ巨大地震による津波想定」、いずれも、千葉市沿岸部は最大3m弱の津波が想定されています。これらの想定を受け、市の津波への取り組みと、市沿岸部に到達する最大の津波について説明します。

津波Q&A



警報が発表されたとき、どのように行動するの？

津波警報や大津波警報を防災行政無線やテレビ、ラジオなどで知ったとき、どのように行動すればいいのですか？

海辺や川辺には、近づかないください。

危険回避のため、水辺には絶対に近づかないください。また、津波避難の原則は、高台避難ですが、万が一、避難が遅れた場合は、近くの津波避難ビルや高く堅牢な建物に避難してください。なお、自宅がマンションなどの場合は、高層階へ避難してください。



津波が起きたときの情報は、どのように知るの？

地震が発生したときに家の中にいるとは限りません。また、津波は国外などで起きた地震でも発生すると聞きましたが、情報収集はどのようにすればいいのですか？

あらゆる手段で広報に努めています。

市では、防災行政無線や広報車、消防ヘリのほか、安全・安心メール、ちばし災害緊急速報メール、ツイッター、ホームページ、JCNのデータ放送など、あらゆる媒体、手段を講じて広報を行います。



千葉市の津波の影響は、どうなの？

大地震が起きたとき、大きな津波がくるのではないかと心配になります。千葉市の津波の影響はどのように想定されているのですか？

一部地域の浸水など非常に少ない範囲です。

千葉市は、東京湾の最も奥に位置しているなど、地形的に津波が、到達しにくく、到達する津波の高さも防潮堤や護岸設備の高さを下回ると想定されています。防潮堤などが機能しない場合でも、ごく一部の地域の浸水であり、千葉市には、東北地方のような津波は到達しないと想定されています。



1000年に1度の津波でも浸水区域は一部にとどまります

地形的要件 (到達する津波は衰え、時間もかかる)



千葉県の浸水予測で想定されている1000年に1度の津波(東京湾の入口に10mの巨大津波)が襲来した場合、千葉市は、東京湾の最も奥に位置していることから、到達するまで50分程度の時間がかかります。また、東京湾は水深が浅いため、津波は到達時に2.9mまで減衰すると予測されており、沿岸部の防潮堤の高さを下回ります。

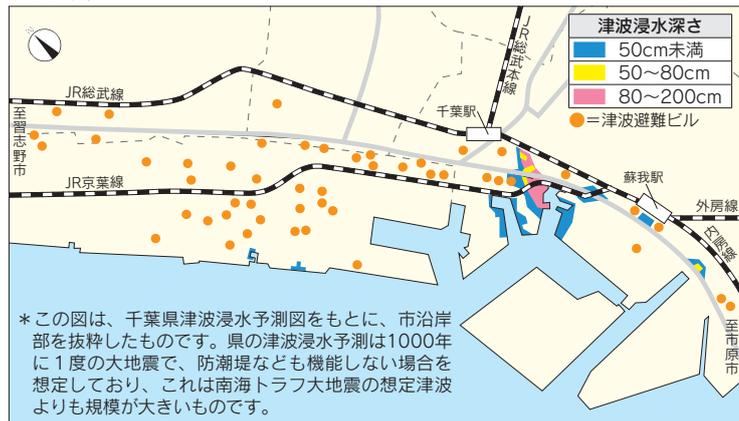
なお、防潮堤などが機能しない場合でも、浸水の規模や区域はきわめて小さいと予測されていますが、万が一に備え、浸水予測区域周辺や沿岸部など、市内52カ所の津波避難ビルを指定し、津波対策に万全を期しています。

物理的要件 (防潮堤・津波避難ビル・埋立地の標高)



市内沿岸部の浸水予測と津波避難ビル

市は、県や国の想定が発表される以前から、津波避難ビルの整備を進めており、現在、沿岸部に48カ所、市全体で52カ所の施設を指定しています。今後さらに、津波避難ビルの案内看板に標高表示を進めるとともに、ハザードマップの作成などに取り組んでいきます。



区	津波避難ビル名	標高	区	津波避難ビル名	標高
中央区	生浜西小学校	2.1m	美浜区	高浜第一小学校	3.7m
	寒川小学校	2.9m		高浜海浜小学校	3.2m
	新宿小学校	5.0m		幕張西小学校	3.6m
	蘇我小学校	2.6m		真砂東小学校	3.4m
	登戸小学校	12.1m		真砂西小学校	3.6m
	新宿中学校	2.3m		真砂第五小学校	3.4m
	県立生浜高校	2.1m		磯辺第一中学校	3.8m
	蘇我勤労市民プラザ	3.4m		磯辺第二中学校	3.5m
	フクダ電子アリーナ	3.3m		稲毛高校附属中学校	3.2m
	千葉職業能力開発短期大学校	2.1m		稲浜中学校	3.6m
	ポートスクエア	2.2m		打瀬中学校	4.3m
	磯辺第一小学校	3.8m		幸町第一中学校	3.3m
磯辺第二小学校	3.9m	幸町第二中学校	3.3m		
磯辺第三小学校	3.9m	高洲第一中学校	3.4m		
磯辺第四小学校	4.1m	高洲第二中学校	3.4m		
稲毛第二小学校	3.4m	高浜中学校	3.6m		
稲浜小学校	3.3m	幕張西中学校	3.9m		
幸町第一小学校	3.5m	真砂中学校	3.4m		
幸町第二小学校	3.4m	県立磯辺高校	3.3m		
幸町第三小学校	3.1m	県立千葉西高校	4.2m		
幸町第四小学校	3.7m	県立検見川高校	3.4m		
高洲小学校	3.0m	県立幕張総合高校	5.7m		
高洲第三小学校	3.2m	新港清掃工場	2.9m		
高洲第四小学校	3.2m	綜警千葉ビル	3.0m		

*上記のほか、花見川区3カ所、稲毛区1カ所を指定しています。

1. 浸水想定的前提条件

図1 氾濫想定を検討条件

	【目的1】現時点での高潮防護能力の検証			【目的2】長期的な気候変化に対するリスクの把握		
	シナリオA	シナリオB	シナリオC	シナリオD	シナリオE	シナリオF
想定台風の規模 (中心気圧) (現在の再現確率)	東京湾における 海岸保全施設の 現行の整備目標 伊勢湾台風級 (940hPa) (1/100年～1/200年)	東京湾における 海岸保全施設の 現行の整備目標 伊勢湾台風級 (940hPa) (1/100年～1/200年)	地球温暖化による 台風の強大化を想定 (発生頻度が増加) 室戸台風級 (911hPa) (1/200～1/1000年)	東京湾における 海岸保全施設の 現行の整備目標 伊勢湾台風級 (940hPa) (1/100年～1/200年)	地球温暖化による 台風の強大化を想定 (発生頻度が増加) 室戸台風級 (911hPa) (1/200～1/1000年)	地球温暖化による 台風の強大化を想定 (発生頻度が増加) 室戸台風級 (911hPa) (1/200～1/1000年)
潮位の初期条件	朔望平均満潮位	朔望平均満潮位	朔望平均満潮位	朔望平均満潮位 + 0.6m※1 (地球温暖化による 海面水位上昇量)	朔望平均満潮位 + 0.6m※1 (地球温暖化による 海面水位上昇量)	朔望平均満潮位 + 0.6m※1 (地球温暖化による 海面水位上昇量)
海岸保全施設 の条件	現行の施設が 正常に機能	地震による 被災を想定 (レベル1地震動※2 以上に対応する施設 のみ機能)	現行の施設が 正常に機能	現行の施設が 正常に機能	現行の施設が 正常に機能	漂流物等による 海岸保全施設の 損傷を想定 (水門が閉鎖できず、 ゼロメートル地帯 の堤防が破壊)
水門の開閉	全水門閉鎖	耐震化対策未施工 箇所は開放	全水門閉鎖	全水門閉鎖	全水門閉鎖	全水門開放

※1 IPCC第4次評価報告書における21世紀末の世界平均海面水位上昇予測の最大値50cmより設定
 ※2 供用期間中に1～2度発生する確率を有する地震動。
 ※ 海岸部からの高潮浸水を広範囲で一体計算することに最適化した計算モデルを使用したことから、河川からの高潮浸水は考慮できていない。

出典：大規模水害対策に関する専門調査報告（平成22年4月 内閣府 中央防災会議）

2. 本庁舎敷地における各シナリオの浸水想定結果一覧

図2 検討対象エリアにおける大規模高潮浸水想定

シナリオ名	前提条件	想定台風	検討対象エリアの 最大浸水深
シナリオA	海岸保全施設が正常に機能する状況	伊勢湾台風級の巨大台風	浸水なし
シナリオB	大規模地震で耐震性を有さない海岸保全施設が被災し、復旧が完了する前に台風が来襲	伊勢湾台風級の巨大台風	浸水なし
シナリオC	海岸保全施設が正常に機能する状況	発生確率が極めて低いと考えられる 室戸台風級の超巨大台風	1.0m以上 ～2.0m未満
シナリオD	地球温暖化で現在よりも平均海面水位が上昇した 状況下で、現状の海岸保全施設で対処した場合	伊勢湾台風級の巨大台風	0.5m以上 ～1.0m未満
シナリオE	地球温暖化で現在よりも平均海面水位が上昇した 状況下で、現状の海岸保全施設で対処した場合	発生確率が極めて低いと考えられる 室戸台風級の超巨大台風	2.0m以上 ～5.0m未満
シナリオF	地球温暖化で現在よりも平均海面水位が上昇した 状況下において、流出物等により水門やゼロメートル 地帯の堤防が損傷した場合	発生確率が極めて低いと考えられる 室戸台風級の超巨大台風	2.0m以上 ～5.0m未満

出典：東京湾の大規模高潮浸水想定概要／各シナリオにおける浸水想定結果の概要より作成（平成21年4月 国土交通省港湾局）

1. 千葉市内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域数

平成25年9月6日現在、市内合計で土砂災害警戒区域が121箇所、うち土砂災害特別警戒区域は111箇所指定されている。
 (美浜区については指定なし)

図1 千葉市内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域数)平成25年9月6日現在

行政区	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
中央区	22箇所	20箇所
花見川区	29箇所	27箇所
稲毛区	7箇所	4箇所
若葉区	38箇所	35箇所
緑区	25箇所	25箇所
合計	121箇所	111箇所

千葉市危機管理課HPを基に作成

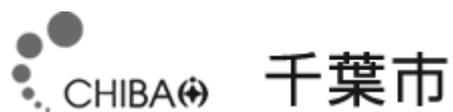
2. 中央区における土砂災害警戒区域

本庁舎敷地のある中央区千葉港においては、土災害警戒区域の指定がないためハザードマップは作成されていない。

図2 土砂災害警戒区域及び掲載地図一覧(中央区)平成25年9月6日現在

地図番号	対象区	主な町名
11	中央区	亥鼻1丁目・亥鼻2丁目・葛城1丁目・市場町・千葉寺町
12	中央区	矢作町・星久喜町
13	中央区	宮崎1丁目・宮崎町
14	中央区	仁戸名町
15	中央区	大森町・大蔵寺町・生実町・今井町・蘇我5丁目
16	中央区・緑区	生実町・椎名崎町
30	中央区	椿森6丁目

千葉市危機管理課HPを基に作成



千葉市新庁舎整備基本構想

平成26年9月

千葉市財政局資産経営部管財課庁舎整備室

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

電話番号 043-245-5044

FAX 043-245-5577

メールアドレス choshaseibi@city.chiba.lg.jp